

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年2月1日付け書面で提起した処分庁による各歳出戻入処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 令和3年7月31日、葛飾区福祉事務所長は、審査請求人から、同人の母のY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟のZを同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。
- 審査請求人は、令和5年11月6日、葛飾区福祉事務所長に対し、保護申請書（変更）を提出した。
- 審査請求人は、令和5年12月15日、葛飾区福祉事務所長に対し、2の保護申請書（変更）の追完書類として『電子版「年金支払通知書」』を提出し、収入申告をした。
- 葛飾区福祉事務所長は、令和6年1月9日、年金額が増加することに伴う収入認定により、保護費が減少するが、当該月以降の保護費で充当してよいか請求人母に確認し、請求人母は、同月15日までに連絡する旨回答した。

- 5 審査請求人及び請求人母は、令和6年1月9日、葛飾区福祉事務所長に対し、ファクシミリにて、充当に同意しない旨の書面を提出した。
- 6 葛飾区福祉事務所長は、令和6年1月11日、当該年金につき収入認定をし、保護変更決定処分（以下「本件保護変更処分」という。）をし、審査請求人に通知した。
- 7 処分庁は、令和6年1月30日、本件保護変更決定処分により生ずる過支給保護費について、当該過支給保護費が生ずる月ごとに同月16日付け納入通知書（以下「本件納入通知書」という。）を審査請求人に送付し、返還するよう求めた。
- 8 審査請求人は、令和6年2月1日付け書面により、本件納入通知書について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 審査請求人の主張の要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件処分の理由付記に不備がある。
- 2 本件処分は、生活保護法第80条の規定による免除について検討されていない。

## 理 由

- 1 本件納入通知書の処分性の有無

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、」「審査請求をすることができる。」と規定する。

この、行政庁の処分は、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうとされている（最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決等）。

本件納入通知書は、本件保護決定処分により確定した返還金につきその納入を求めるものであり、法律上、既に存在する金銭債権について履行を請求するものにすぎず、当該返還金の納入義務を実体的に確定する効果を有するものではない。

よって、本件納入通知書は処分性を有しておらず、審査請求の対象とはならない。

## 2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和6年2月19日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。